

【社会】

不当勧誘企業に罰金1億円 悪質商法の罰則強化へ

2016年2月23日 夕刊

消費者庁は、訪問販売や通信販売で虚偽の説明をして購入・契約を迫るなど、不当な勧誘をした法人への罰金刑を、現行の「三百万円以下」から「一億円以下」に大幅に引き上げる方針を決めた。今国会に提出予定の特定商取引法改正案に盛り込む。

高齢者らを狙う悪質商法が増える中、不当勧誘で得た収益が業者側に残らないようにし、違反を抑止するのが狙いだ。業務停止命令を受けた業者には、会社名を変えて再び違反をしないよう、同種の事業を展開するのを禁じる「業務禁止命令」も新設する。

虚偽説明やしつこく購入を迫って顧客を困惑させる行為などをし、代表者らが個人として罰せられた場合、法人にも両罰規定がある。法人の罰則は「一億円以下の罰金」に引き上げ、個人は現行の「三年以下の懲役または三百万円以下の罰金」に据え置く。

業務禁止命令は、悪質業者が処分を受けても別の法人を立ち上げて違反を繰り返すケースを防ぐため新設する。従わない場合の法人の罰則は、業務停止命令違反と同様に「三億円以下の罰金」とする。現在、最長一年の業務停止命令の期間は最長二年に延長する。

現行法には、訪問や電話勧誘、通信販売などで不当な勧誘をした業者に、国や自治体が「必要な措置」を指示できるとの規定がある。改正案はこれに加え、業務停止を命じた業者に、代金を消費者に返還するなど被害を回復するよう指示できると明記する。

指示に従わない場合の個人への罰則は現行の「百万円以下の罰金」から「六カ月以下の懲役または百万円以下の罰金」と懲役刑を加える。国や自治体の立ち入り検査を拒否(忌避)した場合の個人への罰則も、現行法では罰金刑のみだが、指示違反と同じ罰則にする。

()は改正箇所	現行法		改正案	
	個人	法人	個人	法人
虚偽説明などの不当勧誘	3年以下の懲役または300万円以下の罰金	300万円以下の罰金	3年以下の懲役または300万円以下の罰金	1億円以下の罰金
業務停止命令違反	【停止命令違反のみ】		【禁止・停止命令違反】	
業務禁止命令違反(新設)	2年以下の懲役または300万円以下の罰金	3億円以下の罰金	3年以下の懲役または300万円以下の罰金	3億円以下の罰金
指示違反	いずれも100万円以下の罰金		6カ月以下の懲役または100万円以下の罰金	100万円以下の罰金
検査忌避	いずれも100万円以下の罰金		6カ月以下の懲役または100万円以下の罰金	100万円以下の罰金